

入札公告

下記の物品等について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 に基づき、一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 12 日

奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真

1. 契約担当部局

〒639-1005 大和郡山市植槻町 6 番 10 号
奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所 業務課
電話 0743-58-5602
FAX 0743-52-1923
E-Mail yamatokoriyama-gyomu@union.nara-water.lg.jp

2. 入札に付する事項

(1) 入札件名 水道メーター第 2 類購入単価その 1 からその 7

水道メーター第 2 類購入単価その 1	(バーター φ 40)
水道メーター第 2 類購入単価その 2	(新品 φ 50)
水道メーター第 2 類購入単価その 3	(修理 φ 50)
水道メーター第 2 類購入単価その 4	(新品 φ 75)
水道メーター第 2 類購入単価その 5	(修理 φ 75)
水道メーター第 2 類購入単価その 6	(新品 φ 100)
水道メーター第 2 類購入単価その 7	(修理 φ 100)

(2) 購入単価仕様 入札仕様書のとおり

(3) 単価設定期間 令和 8 年 4 月 9 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 納品場所 大和郡山市植槻町 6 番 10 号 奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所

(5) 入札方法 上記 3 の期間において、別紙仕様に定めるメーターの件名（21 入札件名及び購入予定数量 参照）ごとに、メーター 1 個あたりの消費税を含まない単価で提示してください。メーター件名ごとに、予定価格以内で最低価格提示者を落札者とします。入札された各々の単価に消費税相当額を加算した額をもって契約額とします。なお、各入札件名は独立した入札であるため、その一部について辞退することができます。

3. 入札参加資格 入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 過去 3 年間（令和 4 年度から令和 6 年度）で、本市を含む官公庁（国及び地方公共団体等）と水道用メーターの契約を締結し完全履行している者。

(2) 計量法第 40 条第 1 項及び計量法施行規則第 5 条別表第 1 の 11 の水道メーター第 2 類の事業届を経済産業大臣に届けている者または、その者の代理店となっている者。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 国税の滞納のない者であること。
- (5) 申請資料等の提出日、競争入札参加資格確認時点並びにその後入札執行日までの間において、大和郡山市の物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (8) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立がなされなかった者とみなします。
- (9) 奈良県広域水道企業団暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる措置要件の第 1 項から第 5 項までのいずれかに該当する者でないこと。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1 に同じ。なお入札説明書等は奈良県広域水道企業団公式HP（下記アドレス）に掲載。
<https://www.union.nara-water.lg.jp/0000000612.html>

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3 に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和 8 年 3 月 23 日（月） 17 時 00 分
- (2) 提出場所 1 に同じ

6. 開札の日時及び場所等

(1) 開札の日時及び場所

令和 8 年 4 月 9 日（木） 10 時 00 分

奈良県大和郡山市植槻町 6 番 10 号 奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所
2 階 会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書を封筒に入れ、簡易書留郵便で令和 8 年 4 月 8 日（水）17 時 00 分までに
必着で簡易書留郵送により送付すること。

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、こ

これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお企業長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

(1) 入札保証金

件名	入札保証金(円)
水道メーター第2類購入単価その1 (バーターφ40)	88,000
水道メーター第2類購入単価その2 (新品φ50)	12,000
水道メーター第2類購入単価その3 (修理φ50)	95,000
水道メーター第2類購入単価その4 (新品φ75)	17,000
水道メーター第2類購入単価その5 (修理φ75)	138,000
水道メーター第2類購入単価その6 (新品φ100)	22,000
水道メーター第2類購入単価その7 (修理φ100)	18,000

(金融機関が振り出し又は支払保証した小切手を「1」に入札開始前までに提出し、納付する。)

ただし、奈良県広域水道企業団契約規程第4条の各号のいずれかに該当する者である場合は、入札保証金の全部又は一部を免除とする。

(2) 契約保証金

奈良県広域水道企業団契約規程第19条に規定する契約保証金を支払わなければならない。

ただし、同規程第19条の各号に該当する者は契約保証金の全部又は一部を免除とする。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、仕様書記載の規格等を前提とした単価(入札額)について、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって同価格の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより落札者を決定とする。くじは、その時点で開札立会人に引かせて落札者を決定とする。開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

なお、開札立会を希望する入札者は指定の開札立会申請書(ホームページからダウンロードからできます。)を開札日の前日の午前8時30分から午前12時00分(正午)までの間にFAX(0743-52-1923)にて提出してください。

(5) 支払条件 詳細は入札説明書によるものとする。

9. 契約の成立

この入札に係る契約の締結は、奈良県広域水道企業団の本事業に係る令和8年度予算が成立することを条件とします。